

営業等所得、農業所得、不動産所得があるかた

営業等所得、農業所得、不動産所得(小作料を含む)があると
思われるかたには、申告書と一緒に、収支内訳書をお送りして
います。収支内訳書を作成の上、
確認のための帳簿など関係書類
(収支計算ノート、出荷証明書、
領収書など)をご持参ください。
また、17年中に新たに事業を始
めたかたで、収支内訳書が送ら
れていない場合は、ご連絡くだ
さい。

農業所得を簡易計算で申告するかた

作付面積が2ha未満の水稲農
家(自家用畑の作付けがある場
合を含む)で帳簿など記帳して
いないかたは、平均的な所得率
などにより農業所得を計算する
ことが出来ます。この「農業所
得簡易計算」で申告するかたは、
次のものを必ずご持参ください。
○申告書に同封の「農業所得簡
易計算の計算書」(作付面積、
収穫量、自家消費分などを必
ず記入してください)

○農産物を出荷したかたは、出
荷証明書や販売代金の精算書
など、収入金額が分かる書類
○水稲共済金や無事戻金などを
受け取ったかたは、金額が分
かる書類

譲渡所得があるかた

○受け取り小作料(不動産所得
になりません)、作業委託料など
の収入があるかたは、相手先
や収入金額が分かるもの
販売用の野菜や果樹を作付け
しているかたや、今まで農業
所得を収支計算により申告し
ているかたは、農業所得簡易
計算で申告は出来ません。収
支計算で申告していただくこ
とになります。

農業所得簡易計算では、通常
年は平均的な必要経費を織り
込んだ所得率により、冷害年
などは耕作面積10a当たりの
平均経費により、農業所得を
計算します。特殊な栽培をし
ているかたや、大型農機具を
多く所有しているかた、支払
委託料が多いかたなど必要経
費が多額になるかたは、実情
に合った収支計算による申告
をお勧めします。

譲渡所得があるかた

収用による譲渡などで、所得
額が特別控除額以下になる場合
は、所得税や市県民税が課税に
ならなくても、国民健康保険税
の減額判定資料になります。
このようなかたは市県民税の
申告相談時に申告をお願いしま
す。

譲渡所得、山林所得用の市県
民税分離課税用申告書は別に
あります。

申告相談の期日と会場

混雑を避けるため、相談日を
行政町内別に指定してありますが、
指定日に都合が悪いかたは、都
合の良い日にお越しください。

例年、中央公民館での終盤は
込み合いますので、出来るだ
け早めの申告をお勧めします。
詳しい日程は、4ページ「催
しかわら版」をご覧ください。

地区	会場	期日
東	農村婦人の家	2/6・7
大	高齢者センター	2/8
西	構造改善センター	2/9・10
扇田など	比内公民館	2/11・13・15
早	岩野目分館	2/16
岩瀬・山田	赤川体育館	2/17・18
早口・岩瀬など	総合開発センター	2/19・21
下川沿	下川沿公民館	2/22
二井田・真中	二井田公民館	2/23・24
十二所	十二所公民館	2/25・27
長	長木公民館	2/28・3/1
釈迦内	釈迦内公民館	3/2・4
花岡	花岡公民館	3/5
矢立	矢立公民館	3/6
大館止泊など	中央公民館	3/7・11・13・15

申告相談に持参するもの

申告書と印鑑
給与所得や公的年金の所得が
あるかたは、源泉徴収票
営業等所得や農業所得、不動

会場では

○医療費控除を受けようとする
かたは、17年中に支払った医
療費の領収書、医療費を補て
んする保険金や高額療養費の
支払いを受けた場合はその支
払通知書
○その他、必要と思われる領収
書や証明書など

○17年中に支払った生命保険料
や損害保険料の控除証明書
○17年中に支払った社会保険料
(国民健康保険税、国民年金保
険料など)の領収書、控除証明
書

○17年中に支払った生命保険料
や損害保険料の控除証明書
○17年中に支払った社会保険料
(国民健康保険税、国民年金保
険料など)の領収書、控除証明
書

○17年中に支払った生命保険料
や損害保険料の控除証明書
○17年中に支払った社会保険料
(国民健康保険税、国民年金保
険料など)の領収書、控除証明
書

会場では

○17年中に支払った生命保険料
や損害保険料の控除証明書
○17年中に支払った社会保険料
(国民健康保険税、国民年金保
険料など)の領収書、控除証明
書

○17年中に支払った生命保険料
や損害保険料の控除証明書
○17年中に支払った社会保険料
(国民健康保険税、国民年金保
険料など)の領収書、控除証明
書

受付時間・8時～15時30分
(中央公民館は16時まで)
開始時間・9時

税制改正がありました

税制改正がありました

受付時間の廃止
(所得税・市県民税)
これまで65歳以上のかた合
計所得が1,000万円以下)は
老年者控除が適用されていま
したが、今年度から廃止にな
りました。

65歳以上の非課税廃止(市県民税)
年齢が65歳以上で、合計所得が
125万円以下のかたに係る非課
税措置が段階的に廃止されま
す。昭和15年1月2日以前に生ま
れたかたは、18年度に税額から
3分の2相当額を控除し、19年
度に3分の1相当額を控除しま
す。

定率減税の見直し(市県民税)
定率による税額控除が15%か
ら7.5%に、上限の額が4万円
から2万円に引き下げられます。
なお、所得税の定率控除見直
しは18年分からです。

妻の均等割非課税の廃止
(市県民税)
均等割の納税義務がある夫と
生計を一にする妻で、夫と同じ
市町村に住所があるかたに対す
る均等割の非課税措置が廃止に
なります。17年度は2分の1の
額で課税していましたが、18年
度から全額課税となります。

均等割の納税義務がある夫と
生計を一にする妻で、夫と同じ
市町村に住所があるかたに対す
る均等割の非課税措置が廃止に
なります。17年度は2分の1の
額で課税していましたが、18年
度から全額課税となります。